第2回群馬県災害時の避難対策に係る検討会議 議 事 要 旨

1 日 時

令和3年1月21日(木) 10:00~12:10(リモート開催)

2 出席者

- ·外部有識者 片田委員、金井委員、阪本委員、榛沢委員
- ・市町村防災担当部課(室)(18市町村)
- 県関係部課
- ・県行政県税事務所(オブザーバー)
- ・外部関係機関(オブザーバー)前橋地方気象台、陸上自衛隊第12旅団、社会福祉法人群馬県社会福祉協議会、 一般社団法人群馬県建設業協会

3 議事

- 1. 選択肢の多様化について(車中避難、在宅避難の留意事項)
- 2. 避難所の量と質の向上について
- 3. 物資の備蓄について
- 4. 要配慮者対策について
- 5. 市町村と県の役割分担について

4 議事要旨

各委員よりいただいた主なご意見は以下のとおり

<選択肢の多様化について(車中避難、在宅避難の留意事項)>

- ・分散避難を推進する上で、まずは、<u>命を守る避難(Evacuation)</u>をするための選択 肢として、車中避難や在宅避難があることを県民に周知することが大事。
- ・車での避難は、移動中に被災しないために早めに行動することと、車での滞在時 には健康対策をしっかり行えば有効な避難方法となる。ただし、それらを県民に 十分に周知・啓発する必要がある。

- ・質の高い車中泊を行うためには、ユーザー(被災者)・自治体・自動車メーカー の3者が一体となって取組ことも必要。
- ・エコノミークラス症候群の予防対策としては、適度な運動、水分補給、トイレを 我慢しないことの3点が重要。弾性ストッキングの活用が有効。また、新型コロ ナウイルス感染者は、血栓症のリスクが高まる。
- ・自治体の取組例として、駐車スペース、トイレが確保できる公共施設を車中避難場所として指定し、住民へ周知していくという取組を始めた。その際は、土砂災害警戒区域や浸水想定区域を避け、交通の利便性も考慮している。
- ・今後、モデルケース的に、県立公園等の県有施設を利用した避難キャンプを行い、 実際に車を利用した避難の訓練を行い、県民に普及していくことも必要。

<避難所の量と質の向上について>

- ・避難所運営は地域の仕事だということを徹底して、避難所運営ゲームや自主防災 組織で訓練を重ね、住民主体の避難所運営へと意識を変えていく必要がある。
- ・食事の提供について、炊き出しはボランティアや栄養士会等と事前に協定を結ん でおき、給食センターを利用するため、学校教育委員会や保健所と事前調整して おくことが必要。また、県産品を使った温かい食事を提供できる体制整備も必要。
- ・簡易ベッドの設置について、飛沫感染を防止するため、新型コロナウイルスの対 策にも有効である。
- ・避難者の健康チェックや感染症の疑いのある方を別のスペースに移すなど、感染 症対策をしっかり取り組むべきメニューに入れ込む必要がある。
- ・女性への配慮などを考えると、最低限必要な基準を設ける必要がある。例えば、 更衣室や授乳室を設けるなど、空間面での基準を示せるとよい。
- ・物資をマネジメントする人材は必要かつ重要で、個々の避難所がきちんと運営できてるかだけでなく、市町村域で避難所運営の漏れやムラがないか確認するなど、 避難所のモニタリングはとても重要。
- ・今後、群馬県での避難所が満たすべき基準とチェックリストをつくり、それを使って各避難所をアセスメントしていけばよいのではないか。
- ・<u>長期の避難生活(Refuge)</u>においては、仮設住宅の設置にあたり、災害救助法で特に建物の仕様に縛りはないため、従来のプレハブ式と住宅式とで比較することも必要。

<物資の備蓄について>

- ・県と市町村とで、物資の保有状況を共有することが必要。県の物資を市町村にど う届けるか、ラストワンマイル、最後の提供方法まで明確にしておくことが重要。
- ・県や市町村だけでなく、国土交通省など国の機関の倉庫等を借りて、備蓄物資を 保管してもらうことも有効。
- ・移動式の仮設トイレを自治体で共同購入し備蓄することも検討してはどうか。
- ・ダンボールベッドなどは、物はあるが使用されないこともあるため、知識の普及が必要。
- ・簡易ベッドは、命を守る避難(Evacuation)で逃げる場所と短期の避難生活(Shelt ering)の場所は兼ねていることが多く、行き場所は同じであることを踏まえると、命を守る避難(Evacuation)の段階で提供できる体制が望ましい。
- ・民間事業者等との協定について、同じ業者と複数の自治体が協定を結んでいる場合、優先順位がどうなっているか、数が足りるのかといったことを整理しておく 必要がある。

<要配慮者対策について>

- ・福祉避難所について、個別計画の中で利用者を決めることが大切。
- ・来年度、災害対策基本法が改正され、市町村が個別計画を策定することが義務づけられる。現在、各市町村一律65歳以上を対象に避難行動要支援者名簿を作成しているが、健康加齢者を除くなど、名簿の見直し作業が必要になる。
- ・個別計画について、障害者手帳を持っている人、要介護認定を受けている人は、 既に支援計画が作成されているので、その情報を個別計画に適用させるためには、 福祉部局と連携していくことが不可欠。
- ・福祉避難所の確保は十分でないので、県が中心となり、市町村の取組のロードマップを作成し、達成できない市町村には、県からサポートをしたり、近隣の市町村との連携体制を構築することが必要。
- 一般の避難所においても、要配慮者に対して環境整備などを行うことで、避難を 躊躇しないようにする必要がある。
- ・福祉避難所や旅館ホテル等の所在は、地域により偏りがあるので、県による広域 での調整が必要。
- ・更衣室や授乳室の設置など女性への配慮に加え、子どもに対しても、避難所を分けたり、遊び場を作るなどの配慮も必要。

<市町村と県の役割分担について>

○市町村の役割

・命を守る避難(Evacuation)の段階、地域住民の命を守りきることについての検討は、市町村が中心となって行っていくべき。

○県の役割

- ・県には、<u>短期の避難生活(Sheltering)</u>を送る避難所の環境整備の全体調整、市町村間での横方向の協力体制の調整、事業者との協定締結、福祉避難所やホテル・旅館の利用における調整、及び広域避難の際の市町村間の調整などが求められる。
- ・必要な財源について、県が市町村にコンサルテーションできる仕組みがあったらいい。

○共通事項

- ・県は多くの調整機能を担うので、ロードマップを作り、市町村と協力して取り組 んでいく必要がある。
- ・県と市町村の担当者で顔の見える関係が重要、こうした取組を進めて行く上で、 常設のプロジェクトチームを作ってはどうか。

以上